

## 改葬の方法と手順(一例)

### ① 親族への同意を得る

墓じまいを検討する時や手続き前には、親族への相談・同意を得ることがとても大切になります。

### ② 現在使用しているお墓の中身を確認しておく

墓じまいの申請を行う場合、お墓の中に何体のお骨があるか?どなた様のお骨があるか?量や大きさ、経過年数や状態などを確認する。

### ③ 遺骨の受け入れ先を決め、「受入証明書」をもらう

お骨の受け入れ先が決定した場合、受け入れ先の墓地・霊園の管理者・事務所から、お骨の受け入れ承認を証明する為の「**受入証明書**」を受け取ります。

弘願院をご利用いただく場合、ご契約手続き完了後に発行する使用許可証がこちらの受入証明書となります。

### ④ 「改葬許可申請書」を取り寄せる

お骨の受け入れ先が決定したら、現在のお墓がある市区町村役場から「**改葬許可申請書**」を取り寄せて記入します。

### ⑤ 現在の墓地管理者に伝え「埋葬証明書」を発行してもらう

現在の墓地管理者に墓じまいを行うことを伝え、お骨が墓地に埋葬されていることを証明する「**埋葬証明書**」を発行してもらいます。

### ⑥ 「改葬許可証」を発行してもらう

③~⑤で揃えた「**受入証明書**」「**改葬許可申請書**」「**埋葬証明書**」を現在のお墓のある市区町村役所に提出し、墓じまいと改葬を許可する証書である「**改葬許可証**」を発行してもらいます。

→ただし、地域によっては申請者とお骨との間柄や死亡年月日が分かる戸籍謄本が必要になることもありますので、事前に確認しておく必要があります。

### ⑦ お骨を取り出す

「改葬許可証」が下りたらお骨をお墓から取り出す作業をします。

この時、お墓をただの石にするための「撥遣供養」を行います。(お墓には仏様の力が宿るとされており、この儀式を俗に「精霊抜き」「魂抜き」などと呼ばれることもあります。

### ⑧ お墓を撤去し更地にする

お墓からお骨を取り出せたら、石材店に依頼してお墓を解体して撤去することになります。

以上の手続きを経て、弘願院へと納骨できるようになります。

お住まいの地域によって書類の名称や手順が異なる場合があります。

お手元に使用許可証が届き次第、お墓の引っ越し手続きを進めていくことができます。

ご不明な点は住職に気軽にお問合せください。